

各 位

平成 19 年 4 月 13 日  
東京都港区六本木六丁目 1 番 20 号  
株式会社ワイズテーブルコーポレーション  
代表取締役社長 金山 精三郎  
(コード番号：2798 東証マザーズ)  
問い合わせ先 取締役副社長 庄司 靖  
( 03 5412-0065 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年4月13日開催の取締役会において、平成19年5月26日開催予定の第8期定時株主総会に以下のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は当事業年度末における資本金が 5 億円を超え、本総会における計算書類の承認により会社法に規定する大会社となりますので、同法第 328 条第 1 項の規定により監査役会と会計監査人の設置会社となります。これに対応するため、変更案第 5 章(監査役および監査役会)を新設し所要の変更を行うとともに、今後の監査体制の一層の充実に備え現行定款第 17 条に定める監査役の員数を変更するものであります。
- (2) 上記(1)の変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>( 1 ) 取締役会</p> <p>( 2 ) 監査役</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>( 1 ) 取締役会</p> <p>( 2 ) 監査役</p> <p><u>( 3 ) 監査役会</u></p> <p><u>( 4 ) 会計監査人</u></p>
<p>第 5 条 ~ 第 16 条 [省略]</p>	<p>第 5 条 ~ 第 16 条 [現行どおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="244 405 783 434">第 4 章 取締役、監査役および取締役会</p> <p data-bbox="209 486 571 515">(取締役および監査役の員数)</p> <p data-bbox="204 524 823 595">第 17 条 当社の取締役は 7 名以内、監査役は 3 名以内とする。</p> <p data-bbox="209 647 571 676">(取締役および監査役の選任)</p> <p data-bbox="204 685 823 875">第 18 条 取締役および監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="264 884 823 956">2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="209 1008 571 1037">(取締役および監査役の任期)</p> <p data-bbox="204 1046 823 1272">第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="264 1281 823 1391">2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="264 1400 823 1509">3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="204 1561 632 1590">第 20 条 ~ 第 24 条 [省略]</p> <p data-bbox="209 1641 331 1671">(報酬等)</p> <p data-bbox="204 1680 823 1830">第 25 条 取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="204 1881 619 1910">第 26 条 [省略]</p>	<p data-bbox="943 405 1377 434">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="855 486 951 515">(員数)</p> <p data-bbox="850 524 1372 553">第 17 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p data-bbox="855 647 1003 676">(選任方法)</p> <p data-bbox="850 685 1471 835">第 18 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="911 884 1471 956">2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="855 1008 951 1037">(任期)</p> <p data-bbox="850 1046 1471 1155">第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="911 1281 1471 1391">2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p data-bbox="911 1442 986 1471">[削除]</p> <p data-bbox="850 1561 1361 1590">第 20 条 ~ 第 24 条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="855 1641 978 1671">(報酬等)</p> <p data-bbox="850 1680 1471 1830">第 25 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p data-bbox="850 1881 1361 1910">第 26 条 [現行どおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>( 監査役の責任免除 )</u>  <u>第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役( 監査役であった者を含む。 ) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2 . 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設]</p>	<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>( 員数 )</u>  <u>第 27 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>( 選任方法 )</u>  <u>第 28 条 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>( 任期 )</u>  <u>第 29 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 . 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>( 常勤の監査役 )</u>  <u>第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p><u>( 監査役会の招集通知 )</u>  <u>第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>第 5 章 計 算</p> <p>第 28 条 ~ 第 31 条 [省略]</p>	<p><u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで監査役会を開催すること ができる。</u></p> <p><u>( 監査役会規程 )</u> 第 32 条 監査役会に関する事項は、法令または本定 款のほか、監査役会において定める監査役 会規程による。</p> <p><u>( 報酬等 )</u> 第 33 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によっ て定める。</p> <p><u>( 監査役の責任免除 )</u> 第 34 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定 により、<u>任務を怠ったことによる監査役( 監 査役であった者を含む。 ) の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定 により、社外監査役との間に、任務を怠っ たことによる損害賠償責任に関し、法令が 規定する額を限度とする旨の契約を締結す ることができる。</u></p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>第 35 条 ~ 第 38 条 [現行どおり]</p>

以 上